

稲城市まちづくり協議会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、稲城市まちづくり条例（令和7年稲城市条例第1号。以下「条例」という。）第24条第3項の規定に基づき、稲城市まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(責務)

第2条 協議会は、まちづくりにおける市との協働によって解決すべき課題（以下この条において「課題」という。）を調査等により把握し、市と協働して解決するように努めるものとする。

2 市民等（条例第2条第2号に規定する市民等をいう。次条において同じ。）は、課題の解決に向けて行動するため、協議会の活動に積極的に参加するように努めるものとする。

3 市長は、協議会が課題の解決に必要な助言及び指導を受けるため、講師による支援を希望したときは、予算の範囲内でこれを派遣することができる。

(協議会の組織等)

第3条 協議会は、次に掲げる組織体制の構築に努め、円滑な運営を図るものとする。

(1) 協議会の代表者（以下「代表者」という。）の選出及び協議会の名称の決定は、民主的に行われること。

(2) 代表者は、成人であること。

(3) 協議会の運営は、民主的で透明性を持ったものであること。

(4) 協議会は、市民等に開かれたものとし、住民が自由に活動に参加できること。

(5) 協議会の構成員（次号において「構成員」という。）の数は、市の職員を除き5人以上であること。

(6) 構成員は、過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、都市建設部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。